

沿岸広域振興局長告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年9月18日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡綾里三陸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市赤崎町字跡浜62番1地先から字清水18番1地先 まで	新	A 116.5～8.7 m	m 3,530.0
		B 205.0～12.1	3,880.0
	旧	A 116.5～8.7	3,530.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成27年9月18日から同年10月19日まで